



KYOTO  
TAKEDA  
HOSPITAL

医療法人社団 患心会

居宅介護支援事業所聖護院

高齢者社会の中で、介護を必要とする人が増え、本人や家族にとって大きな負担となっています。介護の必要な状態になっても、安心して在宅生活を送れるよう、支援させていただきます。



## 事業内容

- ★ご本人・ご家族からの依頼があれば、要介護認定の申請代行を行います。
- ★市区町村からの委託を受けて、要介護認定申請後の訪問調査を行います。
- ★利用者の居宅を訪問し、利用者やその家族と面談の上、利用者の病状や希望、その他生活環境、介護度等を十分検討し、居宅サービス計画を作成します。
- ★居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、サービス提供事業者等との連絡調整を行います。
- ★利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分の支援等の必要な対応を致します。
- ★事業所の介護支援専門員は、利用者が介護保健施設等への入院又は入所を希望された場合、利用者に介護保健施設の紹介その他の必要な支援を行います。
- ★各種介護サービスのご紹介をはじめ、各施設や関係機関との連絡、調整を行います。
- ★ご希望のサービスを取り入れた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- ★市区町村にかわり、要介護認定申請後の訪問調整を行います。
- ★その他介護保険に関する各種ご相談をお受けします。

## 居宅介護支援とは・・・

介護サービスを希望する方からの依頼により、介護保険の申請手続きから、訪問調査や居宅サービス計画の作成を行い、ご利用なされる各サービス提供事業者と連絡調整を常にはかりながら、利用者の状況に応じたサービスが提供できる様に日常生活のサポートを行います。

### 対象の方

- 65歳以上の方（介護保険証をお持ちの方）
- 40才以上で特定疾病に該当される方

### 営業日・営業時間

月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時

### 休業日

日曜日・祝日及び12月30日・31日・1月2日・3日

### 利用料

介護サービスの提供開始以降、毎月の利用料は居宅介護支援費として全額介護保険から給付されますので**自己負担金はありません。**

※ 介護支援専門員がご自宅までおうかがいする際の交通費は原則として要りませんが、遠方

の場合は実費（タクシー代等）をいただくことがあります。

## お申し込みの方法

直接ご相談、お申し込みいただくか、営業時間内にお電話下さい。当事業所、またはご自宅にてご相談に応じます。

### お問い合わせは・・・

医療法人社団 恵心会 居宅介護支援事業所聖護院

電話 (075)762-1313

E-mail:[shogoin@kyototakeda.jp](mailto:shogoin@kyototakeda.jp)